

平成 23 年度 第 6 回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成 23 年 9 月 20 日（火）14 時 30 分から 15 時 28 分

2、開催場所：西宮市役所東館 7 階 701 会議室

3、出席委員（14 人）

会長	1 番	吉田 昭光
会長職務代理者	2 番	坂口 文孝
委員	3 番	町田 博喜
	5 番	松本 俊治
	6 番	森畑 義明
	7 番	大前 輝雄
	8 番	吉井 律
	9 番	松井 祐一
	10 番	岡本 久一
	11 番	茶谷 勝視
	12 番	高田 孝
	13 番	尾崎 清政
	14 番	丸 幸良
	15 番	奥村 幸弘

4、欠席委員（1 人）

4 番 吉岡 政和

5、議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件（会長許可）

報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件

報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件

報告第 22 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

報告第 23 号 平成 23 年度第 2 回農業委員会総会（平成 23 年 5 月 20 日実施）議案第 7 号（農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める面積等について）で実施することを議決したアンケート調査結果の報告について

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、6番森畑義明委員、7番大前輝雄委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 これより日程第2、議案案件に入ります。

まず、議案第20号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件(会長許可)」を上程いたします。

本案件につきましては、坂口委員が借り人となっているため、西宮市農業委員会会議規則第10条の規定により、坂口委員が除斥の対象となりますので坂口委員の退席をお願いいたします。

(坂口委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第20号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件(会長許可)」1件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案20号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。

次に地区担当委員よりご説明をお願いします。

13番(尾崎) 議案第20号について私よりご説明いたします。

申請農地は、主要地方道大沢西宮線田尻橋バス停の東約百mのところにあります。

貸し人は、市内樋池町在住で、7～8年前までは夫婦で水稻を栽培していましたが、体調を崩し耕作できなくなり、以来、年4～5回、友人に頼み草刈をして保全していましたが、その友人が数ヶ月前に亡くなり、保全管理が

困難になったため、この度の3条申請となりました。申請農地は農地法第3条の規定に基づき、農地のまま使用貸借するものです。

借り人は、船坂第1農会に所属しており、当該農地の周辺にも多数の農地を所有および耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。

また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。以上で、私の説明を終わります。

以上で、私の説明を終わります。

議 長
委員一同
議 長

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

なければ、議案第20号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件(会長許可)」につきましては、許可することとしてご異議ございませんか。

委員一同
議 長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、議案第20号につきましては、許可することといたします。

議 長

それでは、これより報告案件に入ります。

続きまして、報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書2ページ2件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長
委員一同
議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

(発言なし)

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長

続きまして、報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページ2件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同
議長 (発言なし)
他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第 22 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 22 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書 4 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

議長 8 月 3 日の現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

委員一同 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

議長 (発言なし)
他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、追加報告第 23 号「平成 23 年度第 2 回農業委員会総会（平成 23 年 5 月 20 日実施）議案第 7 号（農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める面積等について）で実施することを議決したアンケート調査結果の報告について」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 23 号「平成 23 年度第 2 回農業委員会総会（平成 23 年 5 月 20 日実施）議案第 7 号（農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める面積等について）で実施することを議決したアンケート調査結果の報告について」でございますが、本日配布いたしました、別紙を参考に説明いたします。別紙資料を 4 点配布しております。

まず、別紙 1 が平成 22 年度利用状況調査結果、別紙 2、別紙 2 - 2 がアンケート結果、別紙 3 が平成 23 年度第 2 回農業委員会総会（平成 23 年 5 月 20 日実施）議案第 7 号において議決したアンケート票等の参考資料、最後に別紙が 4 下限面積の弾力運用例でございます。別紙を基にご報告いたします。

なお、平成 23 年 7 月 20 日より農業委員が新たに改選されたことから、下限面積に係るアンケート実施等について前委員からの引継ぎの案件ですから、まず経緯等をご説明いたします。

まず、農地法の制度についてですが、耕作目的での農地の権利設定、取得については農地法の規制があり、本日も農地法第 3 条の案件があったわけですが、それをするには農地法第 3 条の許可がなければなりません。当該許可

には複数の許可要件があり、例えば、農業従事実績が 150 日以上であるか、労働力や技術等が備わっているか、それから、これが今回の肝でございますが、農地取得後耕作することになる農地面積が 20 a 以上であるか、この下限面積要件というのですが、これらの条件を満たなければ耕作目的での農地の権利設定、取得はできません。

その中で、下限面積要件については、平成 21 年 12 月 15 日に改正された農地法により、今までは県だったのですが、農業委員会に下限面積を設定する権限が委譲されたため、農業委員会総会の議決を得てそれを公示することにより下限面積を新たに決定することで、その運用ができるということになっています。

それを決定するにあたっては、地域の実情・実態を把握することのできる農業委員会が、農業委員会の責任で地域に分けて下限面積の設定ができるということになっています。具体的には、高齢化、兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び、有効利用が図られない場合に一つの有効な手段となります。

また、昨年から、農地法の改正により義務付けられたのですが、遊休農地の把握するための調査である利用状況調査を実施しました、その結果、市内で約 7 ha 程度の遊休農地を把握しています。その利用状況調査の結果が今お配りしています別紙 1 です。こういう形で西宮市において耕作放棄地、遊休農地があるということになります。表で 1 と 2 に分けていますが、その実態は、1 は、草刈等の基盤整備をすれば農地に復元できるのではないかと農地、2 は、なかば原野化しかけたものなど農地に復元することが困難な農地、登記簿上は農地というものです。そして 2 については今年度に入って農業委員会で交付決定をしている非農地証明を取って山林等に地目変更することが増えている背景には、こうした調査結果から当該農地所有に対して農地の利活用を確認していることが上げられます。

今後こうした農地の利活用においては、所有者の意向や農地法上の要件を借り手となる担い手が満たせることが必要であり、その双方の条件揃わない限り当該問題は解決できず、下限面積要件の見直しを検討する必要があるという認識であります。

また、昨年地元農会より下限面積の見直しはできないのかという要望や、市議会において議員より西宮市の下限面積に関する考え方はどのようなものなのかということもありました。

いずれに対しても地域の実情、意向を踏まえて農業委員会で決定すれば、下限面積を変更が可能だとの回答をしているというのが、今の状況です。

地域の実情を踏まえるために、5 月 20 日にアンケート調査を実施するこ

とを議決し、それに基づいてアンケートを実施したというのが経緯でございます。

そして、それが集計できたので別紙2の資料をお配りして、簡単なご説明をさしあげて今後の検討材料にさせていただきたく思います。

下限面積は、西宮市では、20aですが、阪神間の地域でいうと神戸市、伊丹市では全域で10aであったり、宝塚では30aと10aを区域で分けているというところもあります。それでは別紙2を用いてご説明いたします。

【別紙2、別紙2-2に基づいて説明】

こうした結果等を踏まえ、西宮市の農業をどうするかという側面も踏まえながら結論をだしてという方向になると思いますが、最終的にこのままということも考えられますし、西宮市では、何aにしよう考えてもよいですし、地域を分けてなるべく地域の意向を反映させるなど考え方は複数あるかと思えます。

なお別紙4については、そうした考え方の例を上げさせていただきました、これ以外の考え方も良いですし、これらの考えの組み合わせでもよいと思えます。

例えば、様々検討した結果、現状を維持するという、全域で下限面積をさげること、都市計画区域でわけること、地域によってわけること等の結論が可能です。

こうしたことを踏まえて、皆さんには地元で話しを持って帰っていただいて来月に議論を深めて、来月に結論がでなければ、11月くらいを目処には結論を得られればと思えます。

そういった前提で皆さんの思いや質問、ご感想、ご意見をいただければと思えます。皆さんのご意見が他の方の参考になるかも知れませんので是非この機会にお話しただいて、10月に諮りたいと思えます。

12番(高田) 別紙4について地区別に分けるという項目があるんですが、市街化区域においては生産緑地法が制定され、そうした場合一応、500㎡という縛りがあると思うのですが、そうした時に、別に10aにする必要がないかと思えます。私ども市街化調整区域につきましては、全く、そういう制度がないですが、生産緑地法でいう30年経過すればいつでも行為制限が解除できるというものではありません。私どもが国税の相続税を払う際の納税猶予というのは、20年、30年の単位でなく、終生になってきております。そうした時に、土地の活用をする中で15aという中途半端な案をだされても、なんら現状と変わらない。私どもは10月30日を目処に50代の方に集まってもらって意見集約をやると思っております。そこでどのような意見がでるかわかりませんが、運用を5a程度にさせていただくことによって、ただし、

- その5 aを農会がしっかり管理することが前提です。水利権も含めて、それを野放しにしていると周辺に迷惑を掛けますので、調整区域の中で弾力的な活用の方法を考えていきたいという風に考えているわけで、なんでもかんでも、5 aにすればとか、ほっとけばよいということではなくて、不耕作地を無くす方法として下限面積の5 aを考えているわけです。以上です。
- 事務局 特に調整区域ということを考えて5 aにすれば、地域として農地の活用がはかれるということですね。
- 12番(高田) 新規就農者をいれらなっても20 aは最低必要だと思います。だけど、隣にある田んぼが、5 aでその隣が名義人は違うということではなくて、地域で集団営農的な横のつながりをもって20 aを5 aづつの方でも貸していきけるということも農会の主導によってとれるわけですから、情報を合わせてしっかりやれる道を作っていきたいと考えています。
- 6番(松本) よろしいか。
- 議長 どうぞ。
- 6番(松本) 今、委員の高田さんがおっしゃられた意見も一つの方法やと思います。我々の甲東地区は99パーセント区画整理がかかっているとそれを同じようにしてしまうとわたしの地元では、意見がでてくると思います。そのあたりも全体的なことを考えたら、地区別で設定するのがよいと思います。西宮市全体をこうしようではなく、時代の流れは変わってきていて地区、地区で状況は違うのに同じ考え方で当てはめたら、苦しいものもでてくる。地域の実情に合わせて地区別で考えてもらったらどうでしょう。甲東なら甲東、瓦木なら瓦木、そういう場所、場所において考えて市街地と北部もまた状況は変わりますし、皆さんも意見を出していただいたらと思います。
- 議長 地区ごとに、皆さんに代表になってもらったらどうか。
- 6番(松本) そうれがいいと思う。
- 10番(岡本) これは、市街化区域と市街化調整区域でわけたらどうですか。調整区域はまた別個やと思います。
- 6番(松本) 一度もって帰ってもらって各農会で諮るなり、委員同士で話してもらうなりなんなりが必要かもしれませんね。
- 事務局 皆さん地域を代表してもらっています。
- 議長 地域の代表として何か話してもらった方がよいかもしれんね。
- 6番(松本) 各自持ち帰って、甲東なら甲東でこうした意見であると、次回持ちよった方がよいと思います。
- 事務局 今の時点で自分の地域はこう言う実情があるというのであれば参考までにお伺いします。
- 12番(高田) 近隣の神戸市が全域10 a、宝塚は地区別、わかる範囲で参考になるデー

- 事務局 タがほしい。
- 事務局 それでは、該当する資料は準備できるということなので、暫く資料をお待ち下さい。
- 12番(高田) 大体阪神間でよろしいですかね。場所によっては地域事情が異なるところもでてきますから。
- 事務局 阪神間で十分です。
- 事務局 お待ちいただいている間、今までのお話をまとめますと、市街化区域と市街化調整区域は違いますねということと、それぞれの中でも当然地域による違いがあるのである程度きめ細かく地域の実情や要望を汲み取る形で下限面積を設定してはどうかというようなご意見がでてきているのかと思います。これ自体、地域の実情を汲み込むことは大事なことで、当然よいとおもいますが、ただ、それも含めて西宮市全域でいくらという意見もあってもいけないことは、ないのでそれも含めて検討いただければと思います。
- 2番(坂口) 山口町はね。もちろん丸さんが担当されている地域も含めてですけども、同じ地域の中に市街化区域と市街化調整区域があるんですね。高田さんの話を聞いていると20aでもいいけど分けるときにどうのこうのというお話をされたので、それならば、20aの形はおいて置いて、運用をどうするかということになると思うんですけどね。それは一筆どうするのかと決めなければならないなら決めないといけないし、その辺のゆってはること、5aにしようという基本の考え方がいまいわからないのももう少し説明してもらおうとありがたいなと思います。
- 12番(高田) 5a、10aの趣旨は、われわれの地区はすべて調整区域ですので、今、松本さんがおっしゃられたように別個にさせていただいてよいのですが、20aも一枚の田であることはほとんどないのです。一番多い一枚5a程度のものを中心に活用するというというのが基本でして、新規就農者には、それを合算して20aにしてもらうことを、農会が主導してやるということを含めて新規就農者を入れたいということが農会の中での問題提起、我々はあと3年で後期高齢者社会に突入して廃農も出てきます。そうした場合に突如、農地利用をとんでもどうにもならない、それが農業委員で何とかできる問題かというとならずでなくて、地元が地元として活用する方法を考えていきたいと考えているところです。
- 事務局 先ほどの資料が来ましたのでご確認下さい。兵庫県下です。
- 事務局 再度確認ですが、阪神間は、神戸市が10a、伊丹市も10a、宝塚市は原則30aですが、市街化区域のみ10aとしています。三田市は30a、尼崎市、川西市、西宮市20aです。
- 12番(高田) これを見ていると、旧市島町とか、旧大屋町とか結構新規就農者が多い

地域ですよ。その分だけ下限面積がさげられている。農地面積が多い市町でも農家戸数が少ないところで。私どもも接点があるのは旧市島町で研修を受けているような方と接点があります。そうしたところと連携を取りながら、現地の紹介をしております。

2 番（坂口） 借り手の方は、ずっとやろうと思ってらっしゃる方ですかね。2、3年でやめてしまって、また違う人が入って来る。そうやって来ると農会がとおっしゃったけども、その辺の管理、水路の管理等が難しくなるものもでてくると思います。一緒に共同でやろうという話しもありますよね。その辺の流れのつながりはどうですか。ずっと責任もってそこでやるなら、土地取得してするならと思いますが、現在やられておられるなかでどんな感じでしょう。

12 番（高田） やられている方は、熱心にされてまして、農業大学も出てて、やるなら規模拡大したいというのが本音ですわ。20aが無いと年間600万とかの収入が得にくいというのが現状ですわね。今ちょうど一箇所水耕栽培の土地が空いてまして、紹介をしているところですが、受け入れられる方の体制が整っていないのでまだ話しは進んでいないのですが、そうした話しも徐々にできて行くのかなと思っています。

事務局 この場でなくても、地元へ帰って話ししたら、こんな意見があったであるとか、質問があったということであれば、来月まで1ヶ月ありますので公式、非公式に関わらず、事務局の方まで情報提供していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

なるべく、意見を集約いただいてよろしくお願いいたします。資料がたくさんありますが、じっくり読んでいただいて個別にも質問対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 （発言なし）

議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 これをもちまして、本日以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて終了いたしました。

議長 これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

【議案第16号 農地法第3条に係る調査書】

借人：		貸人：		作成者：主事 立花 逸人
判断の理由（農地法第3条第2項各号の要件に該当しないか）				該当有無
第2項第1号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況	水稻関係機械一式、農用自動車、草刈機等		該当 しない
	・労働力の確保状況	第4号参照		
	・技術	露地栽培にて既に取得できているものとする		
	・通作距離	約1.3km		
	以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			
第2項第2号 農業生産法人以外の法人	借人は、個人であり適用なし。			該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので適用なし。			該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：300日		該当 しない
	借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると今後も見込まれる。			
第2項第5号 下限面積達しない場合	西宮の下限面積 ・20a	取得前：9,801㎡ 取得後：12,942㎡		該当 しない
第2項第6号 転貸	該当しない。			該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合	・利用の分断	なし		該当 しない
	・農業水利の阻害	なし		
	・無農薬栽培等	なし		
	・特定品目の生産阻害	なし		
	・賃借料の著しい高値	使用貸借の為、該当しない。		
	以上のことを踏まえ、本件の権利設定により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 また、今回の申請地は、平成22年度の利用状況調査により耕作状況が思わしくないとした農地であり、今回の権利の設定によって適正な利用増進を図ることができるものである。 なお、平成23年9月16日に農業委員、大前委員、当該地区の担当の尾崎委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。			